

# 令和元年度

## 第9回 佐々町農業委員会総会議事録

令和元年12月26日(木)

佐々町農業委員会

令和元年12月 第9回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和元年12月26日(木)午後1時30分
2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室
3. 開 会 令和元年12月26日(木)午後1時30分

4. 出席委員 (18名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	藤永 九市 君	2	吉野 裕 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	井手 俊博 君
7	和田 貞子 君	8	池田 邦義 君	9	濱野 卓也 君
10	山下 夕見子 君	11	寶持 雅祥 君	12	吉永 勝彦 君
13	坂口 隆英 君	推進委員	森田 謙介 君	推進委員	林 勇作 君
推進委員	湯村 速雄 君	推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	大瀬 敏幸 君

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	金子 剛 君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
12	吉永 勝彦 君	13	坂口 隆英 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について(2件)

報告第2号 一時転用届出書について(3件)

(4) 審議事項

第26号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第27号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第28号議案 農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

第29号議案 あっせん申出書について

第30号議案 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について

第31号議案 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について

(5) その他

①視察研修精算について

②1月定例会の日程について

③その他

事務局長（金子 剛君） それでは、皆様、改めまして、こんにちは。時間となりましたので、ただいまから令和元年度第9回の佐々町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、藤永会長より御挨拶をお願いいたします。

会長（藤永 九市君） 皆さん、こんにちは。一言御挨拶を申し上げます。

いよいよ今年もあと6日となりまして、新しい年を迎えるようになりました。本当にせわしい、お忙しい中に皆さん招集をいただきまして、今日全員出席の中でこの第9回の佐々町農業委員会総会が開会できますこと、心から感謝を申し上げる次第であります。

この1年、皆さん方、いろいろと活動、事業につきまして御尽力いただいたと思いますけれども、最後の締めくくりであります今日の総会、気持ちよく終わりたいなという気持ちでありますので、どうぞ慎重審議をいただきながらスムーズにいきますように、皆さんの御協力をいただきたいというふうに思います。

簡単ですが、一言挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございます。

それでは、本日の出席委員につきましては、13名全員出席でございます。それから、最適化推進委員におかれましても、5名全員出席でございます。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立することを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を藤永会長をお願いいたします。

会長（藤永 九市君） それでは、案件については、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項をあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。お諮りいたします。（「異議なし」の声あり）はい、ありがとうございます。それでは、日程どおり、これより議事に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることになっておりますので、12番、吉永委員、13番、坂口委員を指名しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、日程2を終わらせていただきます。

それでは、日程3の報告事項に入ります。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局からの説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） それでは、資料の1ページをお願いいたします。

朗読説明いたします。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知書。賃貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。賃借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。下記の土地について、賃貸借の合意解約をしたいので、農地法第18条第6項の規定により通知しますということでございます。

土地の所在につきましては3筆ございまして、佐々町須崎免字下須崎520の6、地目、台帳・現況ともに田、1,845m<sup>2</sup>。同じく須崎免字下須崎527、地目、台帳・現況ともに田、1,307m<sup>2</sup>。同じく須崎免字下須崎528番、地目、台帳・現況ともに田です。963m<sup>2</sup>。合計の4,115m<sup>2</sup>でございます。

それから、5番の賃貸借の解約の申入れをした日が令和元年11月29日、賃貸借の合意解約の合意が成立した日、元年11月29日、それから、土地の引渡期間が元年11月29日でございます。

次のページに合意解約書、それから、場所につきましては4ページをお開きください。航空写真をつけておりますが、上にグラウンドがございます。これ、口石小学校のグラウンドになりまして、グラウンドの裏手、この青い部分3筆が今回の合意解約の場所となっております。これにつきましては、次に借りられる方の予定がありますので、後ほど集積の契約のときに説明をさせていただきたいと思っております。

事務局長（金子 剛君） 続きまして、5ページをお願いいたします。

朗読説明いたします。

農地法第18条第6項の規定による通知書。賃貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。賃借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在でございます。迎木場免字本陣425の14。地目、台帳・現況ともに畑、5,471m<sup>2</sup>。賃貸借の解約の申入れをした日、元年11月29日、賃貸借の合意解約の合意が成立した日が元年11月29日、土地の引渡期間が元年11月29日となっております。

これにつきましても8ページをお願いいたします。これも航空写真がつけておりますけれども、これは牟田原のお茶畑です。これにつきましても、あと賃貸借の予定がございますので、これも利用権設定の折に説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） ただいま事務局から報告第1号の2件、続けて説明をいただきました。これについて何か皆様方からございませんでしょうか。何か質問ありませんか。（「なし」の声あり） ないようでしたら、この件につきましては終わらせていただきたいと思います。

報告第2号一時転用届出書について、事務局からの説明を求めます。3件です。それから、先ほど、会の前に説明がございましたように、追加案件が一時転用2件あっておりますので、含めて事務局からの説明を求めたいと思いますので、よろしく願いいたします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） まず、もともとの資料についております9ページの一時的転用届出書でございます。

朗読説明いたします。

報告第2号一時転用届出書。借人、株式会社〇〇〇〇建設代表取締役〇〇〇〇。貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。下記の工事を行うに当たり、農地の一時転用について承諾を願いますということでございます。これは公共工事でございます、目的が県の発注によるものでございます。主要地方道佐々鹿町江迎線道路改良工事（第12工区）の仮設現場事務所設置のためということで今回上がっております。

農地の所在につきましては、佐々町志方免字新田104の1と115の2でございます。地目はどちらも田でございます、面積が104の1が464m<sup>2</sup>、115の2が396m<sup>2</sup>。これはつながっております、このうち400m<sup>2</sup>の一時的転用面積をお願いしたいということでございます。

工事期間につきましては、令和元年12月27日から令和2年6月30日までというところでございます。

場所につきましては、11ページをお願いいたします。エレナの前から佐々大橋を渡ってすぐのところでございます。この赤いところ、ここが今回の申請地で、仮設現場を設置したいということで今回届出があっております。

以上でございます。

それから、次でございます。追加資料のほうを御覧ください。1ページをお願いいたします。

朗読説明いたします。

一時転用届出書。借人、佐々町役場建設課建設課長川崎順二。貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。施工業者が株式会社〇〇〇〇、所長〇〇〇〇。これは、下記の工事に伴う農地の一時転用の延長について承諾願いますということでございます。この件は、前回出ております一時転用の延長でございます。工事が延長になったということで、期間が延びたというような状況でございます。

目的につきましては、令和元年災、普通河川江里川河川災害復旧工事（1工区）を施工するに当たり、仮設の道路として使用するためということでございます。

農地の所在、松瀬免字狩立21の1。地目、田、1, 695m<sup>2</sup>のうち、318m<sup>2</sup>が一時転用願でございます。

工事期間が許可日から令和2年3月31日までということで今回届出が出ております。

3ページをお願いいたします。場所につきましては、ナフコから10mほど行った左手の奥の赤い部分、ここが申請地でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

朗読説明いたします。

一時転用届出書。借人、佐々町役場水道課水道課長橋川貴月。借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。施工業者、〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇所長〇〇〇〇。下記の工事を行うに当たり、農地の一時転用に承諾を願いますということでございます。これも前回出ておまして、工事の延長に伴いまして、今回新たに申請が出たという状況でございます。

目的につきましては、令和元年佐々町水道事業、新平野配水管新設工事（2工区）を施工するに当たり、資材置場として使用するためと。

農地の所在でございますが、北松浦郡佐々町平野免字佛石681の1。地目、田、地積が6, 650m<sup>2</sup>のうち、660m<sup>2</sup>が今回の一時転用の届出ということでございます。

工事期間につきましては、許可日から令和2年3月10日までということで今回出ております。

場所につきましては、すみません、これは先ほど湯村委員からも指摘を受けたんですが、ちょっと写真がよく写っておりません。申し訳ございません。

8ページをお願いいたします。8ページの千本団地のちょっと上になるんですが、元〇〇〇さんの牛の放牧地の跡でございます。その一部ということで今回申請が上がっているところでございます。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） ただいまの事務局からの報告第2号について、一時転用届出について、追加案件2件を含めまして3件、一括説明をいただきました。皆さん方から何か御質問がございましたら受けたいと思いますが、この件につきましてございませんでしょうか。——何かありませんか。（「なし」の声あり）ないようでございますので、報告事項につきましてはこれで終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

次に、日程4の審議事項に入ります。

第26号議案農地法第3条の規定による許可申請書を議題といたします。

事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案の13ページをお開きください。A3版になっております。

朗読説明いたします。

議案第26号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について。土地の所在、北松浦郡佐々町本田原免字城ノ下30番1。地目・現況ともに田、263m<sup>2</sup>。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、農業。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、無職。申請の理由といたしましては、無償での所有権移転を行うと、でございます。経営面積が、譲受人、田の9,143m<sup>2</sup>、畑の2,886m<sup>2</sup>、合計の1万2,029m<sup>2</sup>でございます。譲渡人、田の263m<sup>2</sup>。譲受人の稼働人員としては2名でございます。

それから、16ページをお願いいたします。まず、所有地の自作の面積でございますけれども、田が2,315m<sup>2</sup>、それから2,886m<sup>2</sup>、合計の5,201m<sup>2</sup>となっております。それから、借入地につきましては、田んぼを6,828m<sup>2</sup>借りられているという状況でございます。

それから、17ページをお願いいたします。作付の作付面積でございますけれども、まず、田が水稻ということで2,578m<sup>2</sup>、畑のほうで飼料、〇〇〇〇さんにおかれましては牛を飼っていらっしゃるということで、2,886の飼料を作ると。農機具等の所有状況でございますけれども、今、コンバインを1台所有、それからトラクターを2台、それから繁殖牛2頭を飼育されているという状況でございます。

農作業に従事する者でございますけれども、(3)です。農作業歴はもう56年と。奥様と農業に従事されるということでございます。

それから、18ページをお願いいたします。農作業の従事状況でございますけれども、年間を通して農業をされるということで、年間330日、農業従事日数はあられるという状況でございます。

それから、19ページをお願いいたします。場所につきましては、19ページのこの青い部分でございますが、上に道路が通っております。これ、役場のほうからチャンピオンですかね、パチンコ屋さんの手前、佐々橋の手前の下のところになります。場所につきましてはですね。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） 事務局からの説明が終わりました。

地元委員からの説明をお願いしたいと思います。12番。

12番（吉永 勝彦君） 内容は、事務局からのでございます。皆様の御審議のほうをよろしくお願ひします。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。この件につきまして何か皆様方から御意見、御質問がございませんでしょうか。お諮りしたいと思います。17番。



17番(湯村 速雄君) 17番。1の2の1の水稻の面積ってこの面積になるんですか。借入地は結構あられて、この面積ですか。自作地と合わせての面積じゃないの。

会長(藤永 九市君) 事務局長。

事務局長(金子 剛君) これは〇〇〇〇さんの農家台帳のほうから面積のほうはカウントしているんですけども、一応、自作地と借入地は分けておりますので、その関連で分けさせていただいています。

17番(湯村 速雄君) 自分の農地だけ。

事務局長(金子 剛君) そうです。はい、自作です。

17番(湯村 速雄君) 分かりました。

会長(藤永 九市君) それでいいですかね。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。——ありませんね。ないようでしたら、第26号議案は許可相当といたします。ありがとうございました。

次に移ります。第27号議案農地法第5条の規定による許可申請書についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長(金子 剛君) 資料の20ページをお願いいたします。

朗読説明いたします。

議案第27号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、県知事分でございます。土地の所在、北松浦郡佐々町古川免字鴨川原32番1。地目・現況ともに畑、415m<sup>2</sup>。借受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、自営業。貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、農業。

転用の目的でございますけれども、店舗1棟の建築面積につきましては70m<sup>2</sup>。店舗を新築し、飲食店を経営するためということで今回申請が上がっておりますけれども、店舗の内容につきましては、主に唐揚げ、そういったところをテイクアウトして、さらに中でも食べていかれるような、そういった店を今回つくりたいということで申請が上がっております。

場所につきましては、25ページをお願いしたいと思います。この場所につきましては鴨川でございます、先ほど言いましたチャンピオンのパチンコ屋がありますけど、ここを吉井方面に行きまして、チャンピオンが左に見えてきますけれども、ちょっと先に行ったところに、昔の〇〇〇〇さんの隣です。そこが今回の申請場所でございます。そのラインにも〇〇〇〇という車屋さんがあると思うんですが、今回の申請者はその〇〇〇〇

の方でもあります。だから、事業を拡大したいということで今回申請が上がっているところでございます。

それから、29ページをお願いいたします。被害防除計画書でございますけれども、まず、申請地の造成の計画内容でございますが、現状のまま使用すると。それから、造成計画に伴います被害防除措置でございますが、土留め工事をするということで、この裏手にはもう佐々川が走っておりますので、土留め工事をするということでございます。ここは隣接地には農地はございません。もう両サイドは雑種地になっております。ここだけが農地ということです。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼすおそれを生じないための措置でございますけれども、ここは建物の高さ、1階建てにはなるんですけども、一番高いところで6m程度ということで、図面もつけさせていただいております。

それから、排水計画でございますが、水路放流を行うということでございます。污水处理、生活雑排水につきましては、下水道区域でございますので、下水道の設置をするということで今回申請が上がっております。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） ただいま事務局からの説明が終わりました。

地元委員からの説明をお願いしたいと思いますが。3番。

3番（濱野 努君） この件につきまして、20日の日でしたか、局長と借りられる〇〇〇〇さん御夫婦、計4名で話を伺いました。28ページの道路側溝ということで書いてありますが、多分、これは自分のところで入れられるものだと思います。そして、最終的には裏が川になっていますので、そちらのほうに排水のほうは落とされる予定になっています。そのときの話では、結局、道路境界、それと隣の境界をちゃんとしっかりやってくださいということでお話ししてきました。長いこと、多分、私の記憶によれば、不耕作地、時々管理はされていたようですが、長年不耕作地だったと思います。

皆様方の御審議、よろしくをお願いいたします。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。事務局。

事務局長（金子 剛君） すいません、補足でございますが、この申請につきましては所有権移転ではございません。賃貸借権ということで今回申請が上がっております。なので、賃貸借権の契約書も、これにはつけておりませんが、申請書には添付をさせていただいているという状況です。〇〇〇〇さんの土地を〇〇〇〇さんが借り、年間で契約をされているという状況でございます。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） 事務局及び地元委員さんからの説明が終わりました。

これより皆さん方からの質疑をお受けしたいと思います。何か御意見、御質問がございましたらどうぞ。何かございませんでしょうか。17番、どうぞ。

17番（湯村 速雄君） 70m<sup>2</sup>を転用して借りられるんですよね。

会長（藤永 九市君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） いや、これは建築面積ですので、家の面積です。

28ページをお願いいたします。ここの真ん中に建物を建てられておまして、ここの建物の中の面積を70m<sup>2</sup>で書かせていただいております、全体は415m<sup>2</sup>です。なので、駐車場まで入ってくるということです。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） 17番、それでよろしいですか。

17番（湯村 速雄君） はい。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。ありませんか。——ないようでございますので、この件につきまして質疑を終わらせていただきたいと思います。

それでは、採決を行いたいと思います。第27号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全会一致で挙手多数でございますので、転用やむなしということで県に進達することといたしますので、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

次に、第28号議案農用地利用集積計画——利用権設定ですね——承認についてを議題といたします。

事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案の30ページをお願いいたします。

朗読説明いたします。

第28号議案農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求める。令和元年12月26日、佐々町農業委員会会長。

31ページをお願いいたします。

佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の（5）の規定による農用地利用集積計画書でございます。

まず、権利の設定を行う者、貸手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇。権利の設定を行う者、借手農家、〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇。土地の所在、迎木場免字本陣、地番、425の14。地目、畑、面積が5,471m<sup>2</sup>。借手農家の耕作面積1万9,970m<sup>2</sup>。権利

の種類、使用貸借。区域区分、農用地。今回の設定の内容、無償の10年。ほか9件でございます。

それから、先ほどの合意解約の件で、まず、32ページをお願いいたします。合意解約では、〇〇〇〇さんが貸主で、〇〇〇〇さんが作られていたわけですが、合意解約後、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんが作られるということで今回設定をさせていただいております。

それから、すいません、31ページにお戻りください。これ、先ほどの〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの合意解約の分でございますが、借手農家が今度は有限会社〇〇〇〇で借りるようにされております。これ、また後で審議事項で出てきますけど、認定農業者になられるために、後で説明いたしますが、という状況で今回新たに設定を行うものです。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） 事務局からの説明が終わりました。

これにつきまして皆様方から何か御意見、御質問がございましたら受けたいと思います。ございませんか。——ないようでございますので、それでは、採決を行いたいと思います。農用地利用集積計画について、承認されることに賛成の方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。賛成多数により承認することに決しました。

次に行きたいと思います。第29号議案あっせん申出書についてを議題といたします。

事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 33ページをお願いいたします。

朗読説明をいたします。

第29号議案あっせん申出書。下記の農地等につき、売買のあっせんを申し出ますということでございます。土地の所在が神田免字京仙31の1、田、832m<sup>2</sup>。同じく、神田免字京仙31の2、田、1、960m<sup>2</sup>。申出人が〇〇〇〇、〇〇〇〇。

場所につきましては、34ページをお願いいたします。ここも前回と同様、神田の田原地区になります。ここの青い部分が当然申出書地になるんですけども、もともとといたしますか、初めは〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの申出者のお父様になられます。この方の名義でしたんですけども、相続をされまして、今、登記上は〇〇〇〇さんに変更されて今回の申請が出たという状況でございます。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） あっせん申出書について、事務局からの説明が終わりました。

あっせん委員を決めたいと思いますので、暫時休憩を取りますので、よろしく申し上げます。

（休 憩 午後 2時05分）

(会議再開 午後 2時08分)

会長(藤永 九市君) 休憩に引き続き開会いたします。

あっせん委員を休憩中に皆さん方からいろいろと御意見をいただきながら決めさせていただきました。あっせん委員を地元委員であります農地最適化推進委員の大瀬敏幸さんと、それから地元農業委員の實持さん、お二人にお願いしたいと思っております。皆さん、いかがでしょうか。お諮りいたしたいと思えます。異議ございませんか。(「異議なし」の声あり) はい、ありがとうございます。そういうことで、それでは、御両名の方に御尽力いただきたいと思います。お世話かけますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。それでは、あっせん委員、そういうことでよかですね。(「はい」の声あり) それでは、あっせん申出については終わらせていただきます。

次に、第30号議案農業経営改善計画認定に係る意見聴取についてということで、30号議案、それから31号議案も同趣旨で同じ案件が上がってきております。

この件について、事務局からの説明を求めたいと思えます。事務局長。

事務局長(金子 剛君) 資料の35ページをお願いいたします。

第30号議案農業経営改善計画認定に係る意見聴取についてということで、今回、産業経済課のほうから上がっております。産業経済課のほうからは、次のページ、36ページ、農業経営改善計画認定についてということで、農業委員会の意見を聞いて、異議があるかないかということが一番の目的でございます、それを回答するというので今回審議事項に上げさせていただいております。

農業経営改善計画認定というのは、皆様御存じのとおり、認定農業者に今回新規でなれます、〇〇〇〇様が。そのための申請でございます、なぜ新規でされるかといいますと、まず、〇〇〇〇様で申請をする目的としては、まず、資金のスーパーL資金とかS資金とかございますが、そういった低金利ローンの貸し借りができるということが一つ、それから、〇〇〇〇様におかれましては、今後、国外等にも輸出をしたいという事業拡大を目的に今回——そのためには認定農業者にならないとできないということで、今度は法人化で。個人ではなられております。ただ、法人で北村製茶でならないとこういのが該当しないということで今回申請が上がっているところでございます。

それから、今までは、認定農業者についての意見聴取は上がっていなかったんですが、今回から農業委員会の意見を聞かないといけないということになっておるみたいで、今回上がっているところでございます。いつもは新規就農者、過去には新規就農者の認定、それから農振除外の意見聴取、この2件は上がったことがございますが、今回、認定農業者としての新規計画については、意見聴取については今回が初めてという状況でございます。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） ただいま事務局から説明が終わりました。

関連しておりましたので、続けて2件説明いただいたわけですがけれども。

事務局長（金子 剛君） まだこっちはしていないんですけど、〇〇〇〇の。

会長（藤永 九市君） うん、ちょっと。いやいや、ちょっとすみませんね。

事務局長（金子 剛君） 関連があらすけんですね。

会長（藤永 九市君） 2件目の〇〇〇〇さんについては本人ですので、席を外していただきますかね。別に問題ないと思いますけれども。時間はかかりません。恐れ入ります。よろしくをお願いします。

事務局長。

事務局長（金子 剛君） 42ページをお願いいたします。

第31号議案でございます。これも同じく農業経営改善計画認定に係る意見聴取についてということでございまして、今回の申請につきましては〇〇〇〇さん、水稻プラスイチゴでございますけれども、この認定につきましては5年更新となっておりますので、今回、認定農業者になられて5年ということになりまして、再度意見聴取が上がっているという状況でございます。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。今説明のとおり、1件目につきましては、〇〇〇〇さんにつきましては新規という形になりますけれども、〇〇〇〇さんにつきましては更新という形なので、ちょうど5年目という形でありまして、そういうことで上がっているということでもあります。お話のとおり、これまで過去には農業委員会に対して意見の聴取というのはあっていなかったんです。今度からはそういう形になってきておりますので、そういうことで上がっているということでございます。これでいろいろ申し上げる面はないと思います。ただ、異議あるかなしかの判断をお願いしたいというようなことでございますので、一応お諮りをしたいなと思っております。この件につきまして何か質疑ございましたらお受けしたいと思います。何かございませんか。はい、どうぞ。8番。

8番（池田 邦義君） 認定農業者の今の局長の説明では、結局、5年ごとの更新ということで今お聞きしたんですけど、これは、今までの認定農業者さんも同様な扱いを受けて、5年で更新していかないといけない。結局、認定農業者を申請するときには、県の売上げとか面積とかそういうのを5年後の計画ですか、5年間の計画、それを達成しなければ、目標として上げているんですけども、それを達成しなければ更新は農業委員会では認めない

という権限はあるんですか。ないんですか。それは指導だけなんですか。そこら辺をちょっとお聞きしたいんですが。

会長（藤永 九市君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 今の権限があるかないかという御質問でございますけれども、産業経済課のほうに確認しないと分かりませんが、私が知っている範囲内では権限はないと思います、農業委員会は。确实なところは再度確認しまして報告させていただきたいと思います。

以上です。

会長（藤永 九市君） 8番。

8番（池田 邦義君） それで、結局、認定農業者、5年間の目標、いわゆる目標値ですか、それを計画して認定農業者、申請するんですけど、その場合、認定農業者を外れたい。ある人は、何も作ってなくてもまだ名前が認定農業者で残っている。名簿の中に残っている。そういうのは何か産経か農業委員会で指導とか、いや、もうあんたは認定農業者の資格というんですか、田の中も作っていないし、畑もそう作っていないということで、それで認定農業者の名簿だけにあるような感じも受けるんです。私も今度入ってみて、その名簿を見てですよ。そやけん、そこら辺は黙っておけばそのまま更新、そのまま自動でいけるのか。5年ごとに確実に出さないといけないのか。そこら辺はどうなんですか。

会長（藤永 九市君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） そこにつきましては、産業経済課で定めております農業振興計画、その中に認定農業者の条件・要件等が書いてあると思うんです。結局、そのそれにプラスこの計画書を一人一人つくっているわけですから、産業経済課のほうでそこを達しているかどうかというのは確認をしております。なので、そこは産業経済課のほうから指導が行って、もうどうしても認定農業者として、そこは本人の意向ですけれども、農業者として生きていけないということであれば、そこで多分名簿から外れてくるという状況だと思います。

8番（池田 邦義君） それは強制的にできるわけですか、産経で。

事務局長（金子 剛君） そうですね。振興計画を定めておりますので、農業の。それにそぐわない場合はできると思います。なので、あっせんの方もそこに入っているんです。農地の売買の計画の中に。だから、うちの場合は、あっせんの話になりますけど、うちの場合は買手のほうが認定農業者と限定していないので、専業農家までは買えるというような状況です。その計画に基づいて、これも5年見直しですので、今年見直ししていく予定です。

以上です。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。ただいまの8番委員さんの意見といたしますか、質問でございましたけれども、お分かりのとおりです。貴重な質問だと思っています。これ、5年前に申しあげましたように、5年ごとにあるわけです。これは、今までは振興局が立ち会ってやってきているんですけども、今、産経のほうに委嘱というか、委託したような形の中に形が変わってきたんだろうと思っていますし、それから、ここに上がってくる前に多分、産経のほうでちゃんとこれを点検というか、そういうのをしたのが上がってきているんだろうと思っていますので、産経を通らずにここに直接意見の聴取ではございませんから、その点は多分そうだと思いますけれども、いかがですか、局長。そうでしょう。

事務局長（金子 剛君） そうでございます。

会長（藤永 九市君） そういうことで御理解をいただければなと思っております。

そして、先ほどおっしゃいましたように、5年ごとですから、5年前にするとき、その過去の状況を判断して、そこで期限を切る形になっていると思いますので、途中で資格がないよとか何とかというのはどうかなと思いますけれども、これはやっぱり産業経済課が日頃からチェック機能を果たすべきではないかなという貴重な意見だと思いますので、これについてはつないでおきたいと思っていますけれども、局長、ようございますか。

事務局長（金子 剛君） はい。

会長（藤永 九市君） ただいまのことでようございますか。ほかにこの件についてこの際ですから御意見等がございましたら伺いたいと思います。ないようでしたら、ここに上がっておりますように、一つずつ聴取の異議なし、ありを決めたいと思いますけれども、それでようございますか。

それでは、35号議案の農業経営改善計画認定に係る意見聴取についてということにつきましては、この資料にございますように、異議あるかなしかということでございます。異議なしで皆さん御承認いただけますでしょうか。（「はい」の声あり）よろしくお願ひします。はい、ありがとうございます。それでは、全会一致で異議なしということでもようございますね。

それから、31号議案についてもお願いできますですか。異議なしでようございますでしょうか。（「はい」の声あり）はい、ありがとうございます。

それでは、以上、農業経営改善計画認定に係る意見聴取については異議なしということで、農業委員会の全会一致で承認いただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

以上、全て終わりましたけれども、その他が残っております。



次に、日程6のその他に入ります。

事務局からお願いいたします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 資料の一番最後、50ページを御覧ください。

先日、農業委員会の視察研修ということで、11月27から28にかけまして、山口県長門市のほうへ視察研修を行ったわけでございます。その折の請求ということで新日本観光のほうから頂きました。全部で税込みの59万5,200円、これが総額でございます。

次に、すいません、49ページに戻ってください。事務局のほうで精算のほうをさせていただいております。まず、内訳につきましては、この上の3段、貸切りバス、高速、駐車場料金、25万1,500円、これが前年度までは各委員さんの積立ての個人負担で賄っていたところが、今年度から公金のほうで、農業委員会予算のほうで支出をしております。したがって、下の宿泊費から旅行の取扱料金、ここまでが皆様の負担ということでございます。

昨年までは、昨年と比較して大体1万5,000円ほど安くなっております。その関係で今回出席委員、1人3名の1万9,312円の負担の方、それから出席委員と私たち職員、あとの方は負担が2万412円となっております。なぜここが1万9,000円なのかと。3名の方は部屋が3名の方がいらっしゃったんですが、その方たちはちょっと安くなっておりますので、その関係で若干安くなっているという状況でございます。

昨年、平成30年の4月から6月分に1回3万円を引かせていただいております。それからもうずっと3,000円ずつ引かせていただいているんですけど、30年の3月までの分で賄っておりますので、この旅費は。なので、全部で、行かれた方は町からも1万円ありますので、全部で4万9,000円になるわけです。そこからこの2万412円を差し引いた分が今回皆様の還付という形になっております。昨年は5,500円ぐらいの還付でしたけど、今年はもう2万8,000円程度の還付ということでございます。なので、まだ31年の4月から10月までの3,000円の方はまだ通帳のほうに残っているという状況です。平成30年度分を今回精算をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） ただいま研修についての報告を兼ねて会計の報告をいただいたわけですが、何かございませんか。この件につきましては、事務局長が申しあげましたように、今回から初めて予算化してくれた。つまり、ヒアリングとか町の決算委員会とかいろいろございますけれども、監査委員の方から好意的に、やっぱり公的に交通費としては認めてやるべきだろうということで、前向きな指摘があったということで、こういうことで予算化していただいたということになっております。非常に助かったわけでありますので、

今後はそういう形で行けるだろうと思っていますので、ぜひ皆さん、出席できなかったこともあると思いますが、今後はどうぞそういうことも踏まえて全員出席くださいますように、この場をお借りし、お願いしたいなと思っているところです。

なければ、次に行きたいと思います。はい、どうぞ。

事務局長（金子 剛君） それでは、②の1月の定例会の日程でございますけれども、1月27日月曜日の13時30分からを予定させていただきたいと思っております。五役会につきましては1月17日、これも13時30分からの予定をさせていただいております。以上でございます。

会長（藤永 九市君） 令和2年の1月の定例総会の件です。皆さん、これで差し支えございませんか。ぜひとも併せて御出席方をお願いしたいと思っておりますが。

会長（藤永 九市君） はい、どうぞ。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 来年から、今、予定では、農地転用の件なんですけど、3,000m<sup>2</sup>を超える大きな転用が何件か予定されているんです。なので、来月にちょっと入ってくる予定だったので、多分ちょっとずれ込みますが、多分、2月が一番最初に3,000m<sup>2</sup>を超える神田の保育所施設ですか、あそこが一番最初に多分2月に予定されておりますので、その後にあその口石団地、第2保育所に上る両サイドの農地、あそこも開発が終わっておりますので、あそこも次にずっと大きな転用が入ってくる予定になっておりますので、地元委員さんの確認は、もう大きなところは多分、例えば神田が3人いらっしゃるならもう3人とも現場を確認されておっていただきたいなというふうに思っておりますので。その大きいところだけです。3,000m<sup>2</sup>を超えるところだけ。

以上です。よろしく願いいたします。

会長（藤永 九市君） その他の1、2、3番、事務局から説明が全て終わりましたけど、何かほかに皆さん方から。はい、どうぞ。5番。

5番（築城 武美君） 筒井班長からもお礼の言葉があったと思いますが、12月7日と12月8日に活動した中において、農業委員会の活動記録簿のつけ方について御説明申し上げます。

まず、12月分を開けていただきまして、左側のページに農地法第6条2項に基づく業務（農地利用最適化推進のための活動）というところがございます。その中ほど、耕作放棄地の発生防止または解消というところの欄の農地所有者等への働きかけという欄がございます。左側のページの活動の分類の中に、耕作放棄地の発生防止・解消という欄のところ、農地所有者等への働きかけという欄、ここで活動しましたという書き方に統一をしたいと思います。統一の時間は、朝の8時から5時まで、9時間ということで活動記録

の記載をお願いしたいと思います。これは事務局のほうで後で活動手当が出るかと思しますので、そういうふうに参加をされた方。7日の日に参加されたのが、山下委員、池田委員、筒井推進委員、坂口委員、築城委員、和田委員、井手委員、寶持委員、吉野委員でございます。8日に参加をされたのが、築城委員、筒井委員、坂口委員、藤永委員ということで、合計のこれから――坂口委員については坂口委員の息子さんも7日の日に一日お手伝いをいただきまして、農業の振興に経験を積まれたという状況になっておりますので、よろしく願いいたします。以上で、書き方の御連絡をさせていただきました。

以上です。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 今、築城委員のほうから7、8で草刈り等をされたということで、本当にありがとうございます。それから、もう一人、〇〇〇〇さんのほうから、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんが刈るところを約束しておりまして、そこも〇〇〇〇さん一人じゃ無理ということで、シルバーのほうを使われまして、今、草刈りのほうが完了しているという状況でございます。

以上、報告です。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。ただいま築城委員さんから日誌のつけ方について皆さんに御指導があったと思いますけれども、本当に7日、8日につきましては多数の皆さんが御出席をいただいて荒廃地対策に取り組んでいただきましたことについて、心から感謝を申し上げます。私も（聞き取り不能）だったと思いますけれども、そのところ、ずっと10日間ぐらい出ることが多くて、申し訳なく思っています。あまりにも出ることが多かったものですから出切れなかったと。これは弁解になりますけれども、そういったことで本当に御苦勞だったと思います。心から感謝を申し上げます。

何かその他、ほかにございませんでしょうか。はい、どうぞ。2番。

2番（吉野 裕君） 話が行ったり来たりで申し訳ないです。先ほど、3,000m<sup>2</sup>の開発行為がある申請があるというところは、そうめったにないところでありますので、できれば委員会の当日、皆さん一緒に行って見たほうがよかつちやないかと思うんですけど、どうでしょうか。

会長（藤永 九市君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 多分、3,000を超えるところといえば、前回に戻りますと、〇〇〇〇さんと思うんです。あそこは1万9,000m<sup>2</sup>ぐらいで多分申請が上がった事例があります。その後は多分あっていないと思うんです。なので、今、吉野委員が言われると

おり、当然、地元委員はもちろんのこと、全委員さんで現場の確認を本当に事務局として  
もしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

会長（藤永 九市君） 吉野委員のおっしゃるとおりだと思います。あまりにも大き過ぎますか  
ら、全員でこれにつきましては確認をし、対応していくべきであると思ひますので、その  
節はよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにございませぬようでしたら、これで。はい、どうぞ。17番。

17番（湯村 速雄君） 先ほど、27号議案のことで説明を受けたんですけど、70m<sup>2</sup>転用  
目的、概要は70m<sup>2</sup>になっていますよね。これは駐車場も入れて転用するべきじゃない  
んですか。

会長（藤永 九市君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） これは目的が店舗になっておりますので、確かに駐車場で何台という  
ような形では入れるべきだと思うんですけども、ここの書き方としては施設1棟の、目  
的が店舗なので、建築面積だけを。今までの分もずっとそういうふうにさせてきていた  
だいていう状況です。

17番（湯村 速雄君） 借地になるんですか。

事務局長（金子 剛君） そうですね。借地もしくは……

17番（湯村 速雄君） 転用するのは結局415m<sup>2</sup>になる。

事務局長（金子 剛君） そうです。

17番（湯村 速雄君） 借地になるということですね。

事務局長（金子 剛君） はい。

17番（湯村 速雄君） この書き方でいいんですね。そうしたら、駐車場だけを転用する場合  
はどうなるんですか。

事務局長（金子 剛君） それは駐車場の面積を書きます。

17番（湯村 速雄君） 駐車場。

事務局長（金子 剛君） はい。なので、これは申請書を見ていただくと、21ページを見てい  
ただくと、転用の目的は店舗となっておりますので、店舗が主という形で見ています。  
なので、通常もこういう書き方でやっております。

会長（藤永 九市君） それでよろございますね。

17番（湯村 速雄君） はい。

会長（藤永 九市君） 何か行ったり来たりしているようでございませぬので、お互いに。そのと  
きにやってもらわんと、終わろうとするときにまた繰り返すのも、今後の課題として、皆

さん、各委員さん、頭に置いていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ないようでございますが、あと1点、皆さんにお伝えすることがございますけれども、農業委員会直接のものではございませんので、閉会後にちょっと報告をしておきたいと思ひますので、これは私のほうからございます。

ほかになければ、本日の12月の9回総会を終わらせていただきたいというふうに思ひます。申し上げましたように、今年1年の締めくくりの総会だったと思ひます。今日は全員出席をいただきまして慎重審議をいただきましたこと、感謝を申し上げます。残りあと、夕方は忘年会を控えておりますけれども、その折にもゆっくり皆さんと御歓談をいただければと思っておりますけれども、いずれにしましても、本当にこの1年間、皆さん御苦労だったと思ひます。新しい年を迎えるに当たりまして、十二分に体に留意されまして、いい年をお迎えいただきたいというふうに思ひます。

本日の第9回の総会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

( 閉 会 午後 2時38分 )

上記のとおり相違ありません

会 長 藤 永 九 市

会議録署名委員 吉 永 勝 彦

会議録署名委員 坂 口 隆 英